

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年3月10日(月)

今週のことば

高校授業料の無償化

本年4月から公立・私立を問わず支給する年11.8万円の支援金の所得制限を撤廃。私立の加算支給も来年4月から所得制限をなくし上限を年45.7万円に上げる。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/10(月) 赤口	源泉所得税の納付期限
11(火) 先勝	東日本大震災から14年
12(水) 友引	春闘集中回答日、G7外相会合
13(木) 先負	
14(金) 仏滅	
15(土) 大安	カーリング女子世界選手権
16(日) 赤口	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/3(月)	37,785 △630	150.17 △0.26
4(火)	37,331 ▼454	149.34 △0.83
5(水)	37,418 △87	149.45 ▼0.11
6(木)	37,705 △287	148.36 △1.09
7(金)	36,887 ▼818	147.67 △0.69

税制改正法案(所得税の基礎控除)の修正

政府与党は「年収103万円の壁」等の対応として令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた「所得税の基礎控除引上げ」について、控除額を上乗せする修正を行いました(修正案は衆院で可決、参院に送付)。

◆ 基礎控除の特例を創設

昨年末に決定した税制改正大綱では、所得税の基礎控除を58万円(合計所得金額2350万円以下の場合)に、給与所得控除の最低保障額を65万円にそれぞれ10万円引上げて、所得税が課税されない年収を123万円にするとしていましたが、政党間協議などにより基礎控除の引上げを修正し、当初案(10万円)に控除額を上乗せする特例を創設しました。

この特例は給与収入850万円以下の方が対象となり、以下のとおり段階的に基礎控除を上乗せします(850万円超の方は上乗せなし)。なお、①の上乗せは恒久的な措置となりますが、②~④の上乗せは2年間(令和7年・8年)の限定措置となります。

①給与収入200万円以下の場合(恒久)……控除額を47万円(当初案に37万円上乗せ)引上げて95万円とします。これによって所得税の課税最低限は160万円に上げられます。

②給与収入200万円超475万円以下の場合(2年限定)……控除額を40万円(同30万円上乗せ)引上げて88万円とします。

③給与収入475万円超665万円以下の場合(2年限定)……控除額を20万円(同10万円上乗せ)引上げて68万円とします。

④給与収入665万円超850万円以下の場合(2年限定)……控除額を15万円(同5万円上乗せ)引上げて63万円とします。

■この記事の詳細は、情報BOX201510

価格転嫁に向けた下請法・下請振興法の改正

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正案が閣議決定されました。

下請法では規制の見直しを行い、*価格協議の求めがあったにもかかわらず協議に応じなかったり、必要な説明を行わないなど一方的な代金の決定を禁止する規定(協議を適切に行わない代金額の決定の禁止)の新設、*支払手段として手形払いを禁止(電子記録債権なども支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは認めない)、*発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を下請法の規制対象に追加します。

また、適用基準として従業員数基準(製造委託は300人、役務提供委託は100人)を新設します。

確定申告書の提出期限について

令和6年分の所得税等の確定申告は、今月17日が申告期限となります。

e-Taxにより申告書を送信する場合は、即時通知及び受信通知に表示される受付日時が提出日となり、3月18日午前0時以降に受信となったデータは期限後の提出となります。

また、申告書を郵送で提出する場合は「郵便(第一種郵便物)」又は「信書便」を利用して税務署に送付する必要があります。郵送の場合は通信日付印に表示された日が提出日とみなされます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年度税制改正法案（所得税の基礎控除引上げ）における修正案の概要

◆背景

政府与党は昨年末に決定した令和7年度税制改正大綱において、いわゆる「年収103万円の壁」などの対応として、所得税の基礎控除を48万円から58万円（合計所得金額2,350万円以下）に、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円にそれぞれ10万円引き上げ、課税最低限を123万円とすることを盛り込んでいました。

これに先立ち、自公両党は国民民主党との間で「課税最低限178万円を目指して引き上げる」とする3党幹事長合意を結んでおり、3党協議で国民民主党から「基礎控除の引き上げは憲法で定める生存権に基づくべき」との主張を受けて、東京都の生活保護基準や最低賃金の水準等を考慮し、年収200万円以下の低所得層の税負担を軽減するため課税最低限を123万円から160万円に引き上げることとしました。

また、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層（年収200万円～850万円以下）を含めて税負担を軽減する観点から、基礎控除を段階的に上乘せする特例を創設した令和7年度税制改正法の修正案を提出しました（衆院本会議で可決し、参院に送付）。

◆基礎控除の特例の創設

修正案により創設された所得税の基礎控除の特例では、低所得者の税負担への配慮として、給与収入200万円以下の基礎控除を当初案（10万円引上げ）より37万円上乘せし、課税最低限を160万円とします。これは、生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案したもので、恒久的な措置とします。

また、給与収入200万円～850万円までは、物価上昇の賃金上昇が追い付いていない現状を踏まえた令和7・8年の2年間の税負担軽減措置として、段階的に基礎控除を当初案より上乘せし、納税者の8割強を対象に税負担を軽減します。

その結果、高所得者優遇とならないよう、1人当たり2～4万円前後に平準化される形で所得税が減税され、所得減税の総額は1.2兆円規模となります。

◎基礎控除の特例

各年分における合計所得金額 （）内は給与収入の金額	上乘せ額	控除額（当初案+上乘せ額）
①132万円以下の場合 （給与収入200万円以下）	37万円	47万円
②132万円超336万円以下の場合 （給与収入200万円超475万円以下）	30万円	40万円
③336万円超489万円以下の場合 （給与収入475万円超665万円以下）	10万円	20万円
④489万円超655万円以下の場合 （給与収入665万円超850万円以下）	5万円	15万円

※①の上乗せは恒久的な措置であり、②～④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の限定措置。

※合計所得金額655万円超（給与収入850万円超）の場合は基礎控除の上乗せはなく、当初案（10万円引上げ）のみ。

◎基礎控除引上げによる給与所得者（単身）一人当たり減税額（所得税）の試算

給与収入	減税額 （）内は上乘せによる減税額
200万円	2.4万円(+1.9万円)
400万円	2万円(+1.5万円)
600万円	2万円(+1万円)
800万円	3万円(+1万円)
850万円超～2545万円以下	2万円～4万円（上乘せなし）

※税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案。

◆適用時期

改正は令和7年分以後の所得税について適用します。給与所得者の場合、令和7年分は年末調整で適用します。